平成２６年（フ）第４１号
愛媛県宇和島市三間町則1555番地
債務者　菅野　竜二
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第４８号
愛媛県西予市宇和町卯之町２丁目219番地
コーポ松本201号
債務者　阿方　惠己
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１４７１号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南４―２―14、住民票上の住所福岡市東区若宮２丁目30番８号
債務者　暖家ことそば処ｚｕｚｕ庵こと　秋永　朋子（旧姓新出）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４８０号
福岡市東区城浜団地79番306号
債務者　小崎　勇二
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１３号
福岡市東区原田４丁目30番12―303号
債務者　鈴木　貴子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５２３号
福岡市南区和田１丁目５番10号
債務者　小川　裕美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５３８号
福岡市南区高宮２丁目１―30―305、住民票上の住所福岡市博多区東比恵３丁目30番13―403号
債務者　市原　玲奈（旧姓竹山）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４３号
福岡市南区皿山４丁目３番５―402号
債務者　馬場　朋枝
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４５号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西１丁目17番３号
レオパレスマ・メゾン駅南104号
債務者　西　　英衣
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４７号
福岡県大野城市若草４丁目３番７号　サンビレッジ豊栄Ｂ201号
債務者　森　　由佳
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５５９号
福岡県朝倉市堤1513番地１
債務者　中村　光惠
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５６１号
福岡市城南区金山団地９番109号
債務者　美山　圓治
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５６２号
福岡市中央区鳥飼２丁目８番９―102号
債務者　井上　秀子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５６３号
福岡市早良区室見２丁目８番10号
債務者　鶴田　愛子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５６７号
福岡市南区長住３丁目14番105号
債務者　禅院　土雄
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５６９号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目17番地　ハイム古屋401号
債務者　石井　重憲（旧姓関屋）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５７０号
福岡県春日市春日原北町５丁目50番地１　ペガサス原正202号
債務者　西岡　和子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５７８号
福岡市早良区西新１丁目12番30号
債務者　野村　隆夫
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部